

## 長者地すべり対策方針検討委員会規約

### 第1条 目的

長者地すべりでは、昭和26年度から高知県中央西土木事務所越知事務所により調査が実施され、昭和28年度からは高知県により排水ボーリングが実施され以降も高知県により地すべり対策事業が進められてきた。対策工については地すべりの規模が大きく、その動きも活発であることから、横ボーリング工、集水井工、排水トンネル工などの地下水排除工を主体とした対策が実施されてきた。その結果、変動量は年々減少し、昭和39年度に1.5m/年程度であった変動量は令和3年度には平均2cm/年程度まで抑制されてきた。一方で、地すべり対策計画において施工予定の施設はおおむね整備が完了しつつある。こうした状況を踏まえ長者地すべりの現状評価を行ったうえで、今後必要となる地すべり対策工事及び監視・観測体制について検討を行うものとし、高知県と地すべりの調査・研究における有識者として構成される「長者地すべり対策方針検討委員会」を設立する。

### 第2条 構成

委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

### 第3条 委員長

- (1) 委員長は、委員から互選する。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### 第4条 委員会

- (1) 委員会は、委員長が認めるときに開催する。
- (2) 委員長は審議案件の内容に応じて、委員以外の出席を求めることができる。

### 第5条 事務局

委員会の事務局は、高知県土木部防災砂防課に置く。

### 第6条 その他

この規約に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この規約は、令和4年7月5日から施行する。